

佐賀県東部工業用水道規程第8号

佐賀県東部工業用水道職員就業規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

佐賀県知事 山口祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 職員の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受けるもの（職員を除く。）、特別職に属する地方公務員、地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第3条に規定する派遣職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第3条第2項に規定する派遣職員及び同法第10条第2項に規定する退職派遣者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他<u>人事委員会規則で定める職員</u> 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項第3号の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項に規定する年次休暇は、職員が請求する時期に与える。ただし、事業の都合により支障があると認める場合においては、他の時期に与えることができる。</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 職員の年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受けるもの（職員を除く。）、特別職に属する地方公務員、地方公共団体の職員、国家公務員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第3条に規定する派遣職員又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第3条第2項に規定する派遣職員及び同法第10条第2項に規定する退職派遣者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他<u>これらの職員との均衡を考慮して知事が特に必要であると認める職員</u> 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項第3号の規定に基づき人事委員会が規則で定める日数</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。</p>

改正前	改正後
<p>4 略 (公務災害休暇)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する療養期間は、医師の証明等に基づき<u>最少限度必要</u>と認める期間とする。 (結核性疾患休暇)</p> <p>第7条 職員が結核性疾患にかかり、療養又は休養を要する場合は、<u>次の区分による</u>期間の範囲内で結核性疾患休暇を与えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤続年数1年未満の者 略 (2) 勤続年数1年以上5年未満の者 略 (3) 勤続年数5年以上の者 略 <p>2 略 (病気休暇)</p> <p>第8条 職員が公務によらない負傷又は疾病にかかり、勤務することができない場合は、医師の証明等に基づき、90日を超えない範囲内で<u>最少限度必要</u>と認める期間の病気休暇を与えることができる。ただし、当該疾病が、高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条ただし書の規定に基づき人事委員会が規則で定める慢性疾患であるときは、病気休暇の期間を180日以内の期間とすることができます。 (産前休暇及び産後休暇)</p> <p>第10条 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女子職員が休暇を請求した場合及び産後8週間は、医師又は助産師の証明に基づき、産前休暇及び産後休暇が与えられる。</p>	<p>4 略 (公務災害休暇)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 公務災害休暇の期間は、医師の証明書等に基づき<u>最小限度必要</u>と認める期間とする。 (結核性疾患休暇)</p> <p>第7条 職員が結核性疾患にかかり、療養又は休養を要する場合は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる期間の範囲内で</u>結核性疾患休暇を与えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 勤続年数1年未満の職員 略 (2) 勤続年数1年以上5年未満の職員 略 (3) 勤続年数5年以上の職員 略 <p>2 略 (病気休暇)</p> <p>第8条 職員が公務によらない負傷又は疾病にかかり、勤務することができない場合は、医師の証明書等に基づき、90日を超えない範囲内で<u>最小限度必要</u>と認める期間の病気休暇を与えることができる。ただし、当該疾病が、高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条ただし書の規定に基づき人事委員会が規則で定める慢性疾患であるときは、病気休暇の期間を180日以内の期間とすることができます。 (産前休暇及び産後休暇)</p> <p>第10条 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女子職員が<u>産前休暇</u>を請求した場合及び産後8週間は、医師又は助産師の証明書等に基づき、産前休暇及び産後休暇が与えられる。</p>

改正前	改正後
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第10条の4 略</p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第10条の4 略</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第10条の5 知事は、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p class="list-item-l1">(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</p> <p class="list-item-l1">(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p class="list-item-l1">(3) 佐賀県職員の育児休業等に関する条例第25条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</p> <p class="list-item-l1">2 知事は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、職員の勤務時間、休暇等に関する条例21条の3第2項の規定に基づき人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p class="list-item-l2">(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</p> <p class="list-item-l2">(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認</p>

改正前	改正後
<p>(介護部分休暇)</p> <p>第12条の3 略</p>	<p><u>するための措置</u></p> <p>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>3 知事は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> <p>(介護部分休暇)</p> <p>第12条の3 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第12条の4 知事は、職員が配偶者等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条の2第4項に規定する配偶者等をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 知事は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p>第12条の5 知事は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(部分休業)</p> <p>第13条の2 職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部<u>(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>について勤務しないこと（次項において「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 部分休業の取扱いについては、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号）及び佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の例による。</p>	<p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(部分休業)</p> <p>第13条の2 職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>について勤務しないこと（次項において「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2 部分休業の取扱いについては、佐賀県職員の育児休業等に関する条例及び佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の例による。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。